

～取引ルールを守りましょう～

事業者向けコンプライアンス(特定商取引法)講習会

大阪府では、事業者と消費者の適正な取引を実現するため、事業者の方を対象に関係法令の理解を深めていただく講習会を実施します。

講習内容は、特定商取引法の対象となる取引類型のうち、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供を行う事業所で、コンプライアンスの取組みに直接携わる経営者、法務担当者、教育・研修担当者の方々等を対象に、法に基づく行政規制や民事ルールを、判例や処分例などを交えながら解説します。また、今回は対象に通信販売事業者を加え、令和4年6月に施行された改正法の内容(通信販売に関する新たな規制等)についても解説します。

【訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供を行う事業者向け】

と き 令和4年12月14日(水)
午後2時から(2時間30分程度)

方 法 オンライン会議システム
(Webex を使用予定)

講 師 弁護士 あさの えいき 浅野 永希 氏
(浅野・宗川法律事務所、大阪弁護士会消費者保護委員会委員、
日弁連消費者問題対策委員会副委員長)

定 員 250名(定員を超えた場合は抽選となります)

対 象 大阪府内に事業所がある訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供を行う
事業者及び事業者団体

◇申込方法・申込期日

大阪府インターネット電子申請・申込サービス(下記 URL)からお申込み下さい。

[電子申請URL] <https://www.shinsei.pref.osaka.lg.jp/ers/input?tetudukid=2022100037>

[申 込 期 限] **令和4年11月18日(金)**

※電話、郵便、ファクシミリによる申込みの受付は行いません。

◇注意事項

- 本説明会では、参加者による録音・録画は禁止します。
- 1アカウントで視聴するのは申請者本人のみとします。

12

つくる責任
つかう責任

大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。本事業は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12 つくる責任 つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

◇その他

- (1) 参加申込が 250 名を超えた場合は抽選となります。
 - 1事業所につき 1 名を優先して抽選させていただきます。
 - 1事業所からの複数名の応募は、抽選による参加者決定後、枠に余裕がある場合のみ当選とさせていただきます(多数の場合はさらに抽選)。
- (2) 参加決定については、令和4年11月25日(金)までに、当選者の方へのみ、メールにてお知らせします。
- (3) 参加決定後、接続テストを行います。日時等については、参加決定に関するお知らせの際に併せてお知らせします。
- (4) 障がい等により配慮を希望される方は、インターネット申請の所定欄にその旨ご記入ください。